HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	2011年4月中国武漢・マカオ出張レポート
Author(s)	劉, 暁倩
Citation	知的財産法政策学研究, 35, 433-435
Issue Date	2011-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/47333
Type	departmental bulletin paper
File Information	IPLPJ35_015.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

2011年４月中国武漢・マカオ出張レポート

劉　　曉　倩
（北海道大学大学院法学研究科
グローバルCOE研究員）

2011年４月22日、本学大学院法学研究科と学術交流協定を締結している華中科技大学法学院の招聘により、本学の田村善之教授が中国・武漢市に所在する華中科技大学法学院を訪問し、同院の模擬法廷にて「オープン・イノヴェイションと特許制度のあり方」と題する講演を行った。本学情報法政策学研究センターの研究員を兼務する華中科技大学法学院の李扬教授をはじめ、かつて本拠点に滞在し研究を行っていた南京大学法学院解亘副教授、中南財経政法大学法学院肖志遠副教授、そして交換留学生として本学大学院法学研究科に一年間在籍していた華中科技大学法学院修士課程の李高超氏、許清氏も出席した。当日の聴衆は華中科技大学法学院の大学院生が中心であったため、同行した劉GCOE研究員の通訳のもと、田村教授は日本語で講演を行った。講演後、聴衆席から次々と質問が出され、田村教授はそれらに対し丁寧に回答した。

その翌日の４月23日から４月24日までの２日間、一行は中南財経政法大学主催の国際シンポジウム「2011年知識産権南湖論壇」に参加した。毎年開催される知的財産権国際シンポジウム「知識産権南湖論壇」は2004年からスタートし、今年で第８回目を迎えた。今年の大会のテーマは「イノヴェイション型国家建設と知識産権戦略」となり、全体会にくわえ、「民間文学・芸術作品の著作権保護」、「国家知的財産権戦略の実施」、「放送・映画・出版事業者に関わる知的財産権問題」、「政策、司法と企業の知的財産権保護」をテーマに４つの分科会が設けられた。

全体会では、中国国家知識産権局の王景川前局長、ドイツ・マックス・プランク知的財産法・競争法研究所のJoseph Strauss教授、オーストラリア国立大学のPeter Drahos教授、中国最大手インターネット・サービス・プロバイダーであるTencent社の郭凱天副総裁、および中南財経政法大学総長・同知識産権研究センター長の呉漢東教授がキーノート・スピーチを

行った。特に、呉漢東教授が2011年の「世界知的所有権の日」のテーマに合わせて「未来を設計する－中国の発展と知的財産権」と題する報告を行い、中国の発展は知的財産権の保護と緊密な関係を有することを強くアピールしたことは印象深いものであった。呉教授はスピーチのなかで、イノヴェイション型国家を建設することは中国の更なる発展への重要な鍵であり、そしてイノヴェイション型国家建設を実現するには、産業イノヴェイションを促進することで新しい科学技術分野における国際競争力を強化し、多元的な文化によるソフト実力（soft power）を向上し、さらに、中国発ブランドの国際的影響力を高めなければならないとした。

また、田村教授は、分科会「国家知的財産権戦略の実施」において、“Patent Law Design in the ‘Open Innovation’ Era”と題する報告を英語で行った（同報告の基礎となった論文が本拠点の紀要である知的財産法政策学研究35号から連載予定であり、詳細はそちらを参照されたい。）。田村教授は、「オープン・イノヴェイション」という総称の下、特許制度の総体的な改革を提言する発想に対して、イノヴェイションの構造には様々なものがあり、ゆえにオープン・イノヴェイションと一括して呼ばれる現象にも様々な原因がありうること、それならば特許制度の対応も個別的なものとなりうることを指摘したうえで、バイオ創薬のようなインディペンデントなオープン・イノヴェイションにおいては累積的イノヴェイションの理論が妥当し、上流、下流ともに特許権を付与すべきこと、ただしリサーチ・ツール特許などにおいて関係特殊的投資と地位の非対象性が絡む場合には、差止請求権の行使を制限する必要が生じることを論じた。さらに、田村教授は、IT産業のようなモジュール化したオープン・イノヴェイションにあっては、標準化活動による関係特殊的投資の促進と地位の非対称性の問題に加えて、アンチ・コモンズ問題が発生しており、ゆえにパテント・トロール対策として、差止請求権ばかりでなく損害賠償請求権に対しても賠償額の調整が必要となることを示唆した。

武漢で開催された「2011年知識産権南湖論壇」の後、4月25日に一行はマカオ大学法学院を訪問した。田村教授は、マカオ大学法学院修士課程2年の林敏氏の修士論文の外部審査委員を担当しており、その翌日に林氏の修士論文のディフェンスが行われた。ディフェンスでは、まず、林氏が“Modernizing the Laws for the Collateralization of Intellectual Property: China in a World Perspective”と題する修士論文の概要について報告し、次いで外部審査員である田村教授がコメントの後、質疑応答が行なわれた。田村教授以外に、内部審査委員を務めたマカオ大学の范劍虹教授および林氏の指導教官である Rostam Neuwirth 准教授も同席し、さらに、林氏と同じく法学院修士課程 International Business Law プログラムに在籍している学生も多数傍聴した。林氏は、極めて優れた論文により同大学の International Business Law プログラムの学生として初めて19点（20点満点）のエクセレントの評価を得た。

最後に、この場を借りて今回の出張で様々な便宜を図ってくださった中南財経政法大学総長呉漢東教授、華中科技大学法学院李扬教授、そしてマカオ大学法学院 Rostam Neuwirth 准教授に厚く感謝の意を表したい。